

調整給付金(不足額給付分)^(※)申請書

※ 調整給付金(不足額給付分)とは、令和6年度に行った調整給付金(当初給付分)^注の算定に際し、令和5年分所得等を基にした推計額(令和6年分推計所得税額)を用いて算定したことにより、結果として支給額に不足が生じた方などに
対し、当該不足する額を支給するものです。

注：調整給付金(当初給付分)とは、令和6年度に実施した所得税・個人住民税所得割の定額減税を十分に受けられなかった(＝定額減税可能額が、令和6年分の推計所得税額又は令和6年度分の個人住民税所得割額を上回った)方に対し、当該上回る額の合算額を基礎として1万円単位で切り上げて算定した額を支給したものです。

支給自治体 (令和7年度個人住民税の課税自治体)
笛吹市長 殿

※申請期限：令和7年10月31日(金)

【本様式での申請が必要な方】

- 令和6年中に他の自治体や海外から本市に転入され、令和7年1月1日時点で本市に住居登録のあった方で、下記の支給要件に該当する方が対象となります。具体的には以下の方が該当する可能性があります。
 - ・令和6年分所得税額が令和5年分所得税額より小さかった方(例：令和6年分所得が、令和5年分所得よりも小さかった方)
 - ・令和6年中に扶養親族が増えた方(例：お子さまが出生された方)など

【誓約・同意事項】 ※全ての項目を確認し、□にチェック(レ)してください。

☐ 以下の全ての誓約・同意事項について確認し、誓約・同意します。

① 次の支給要件に該当する場合、これに従い本市において算定した支給額が支給されます。本市における算定の結果、0円となった場合には調整給付金(不足額給付分)は支給されません。

【支給要件】

I＋II(合計額に対し、1万円を最小の単位とし、これに満たない端数がある場合には切り上げる。)－Ⅲ>0となる納税義務者

I 所得税分の所要額：3万円×減税対象人数^{※1}－令和6年分所得税額
※1 納税義務者本人＋令和6年12月31日時点の扶養親族等(16歳未満扶養親族含む。国外居住者は除く。)

II 個人住民税所得割分の所要額：1万円×減税対象人数^{※2}－令和6年度分個人住民税所得割額
※2 納税義務者本人＋令和5年12月31日時点の扶養親族等(16歳未満扶養親族含む。国外居住者は除く。)

Ⅲ 調整給付金(当初給付分)の額

② 調整給付金(不足額給付分)の支給要件の該当性等を審査等するため、本市が必要な住民基本台帳情報、税情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。

③ 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。

④ 添付している資料以外に収入を証する書類はありません。

1 申請者

(フリガナ)	性別	生年月日	現住所・電話番号
氏名			
	男・女	明治・大正・昭和・平成 年 月 日	日中連絡可能な電話番号

【代理で受給を行う場合】

代理人	(フリガナ)	本人との関係	性別	代理人生年月日	代理人 現住所・電話番号	
	代理人氏名					
			男・女	明治・大正・昭和・平成 年 月 日	日中連絡可能な電話番号	
上記の者を代理人と認め、調整給付金(不足額給付分)の受給を委任します。					申請者 本人氏名	署名

裏面も必ずご確認ください

(注) 電話番号は、書類に不備があった場合、とても重要ですので、日中に連絡可能な電話番号を必ず記入してください。

2 給付金の振込先口座の記入

次の口座へ振込を希望します(長期間入出金のない口座は記入しないでください。)

【振込先口座記入欄】下欄に記入の上「(1) 本人確認書類」と「(2) 振込先金融機関口座確認書類」を添付してください。

金融機関名		支店名	種別	口座番号 右詰めでご記入下さい。	口座名義(カナ)
1.銀行 5.農協 2.金庫 6.漁協 3.信組 7.信漁連 4.信連		本・支店 本・支所 出張所	1 普通 2 当座		※「1. 申請又は代理人」名義に限る。 ※通帳の表記に合わせて下さい。
金融機関コード		支店コード			

ゆうちょ銀行	店番	種別	口座番号 右詰めでご記入下さい。	口座名義(カナ) ※通帳の表記に合わせて下さい。
ゆうちょ銀行を選択された場合は、口座名義(カナ)の他「振込用の店番・種別・口座番号(7桁)」(通帳見開き下部に記載)をご記入ください。		1 普通 2 貯蓄 3 当座		

提出書類

※ 同封する書類を再度、確認の上、口にし点を入れてください。

『調整給付金(不足額給付分) 申請書』(本書類)

※ 必要事項をご記入ください。

- ☐ 誓約・同意事項(表面中段)
- ☐ 申請者(または代理人)の署名など(表面下部)
- ☐ 振込先口座(裏面上部)
- ☐ 署名(裏面下部)

『調整給付金(当初給付分)の支給確認書の写し(コピー) または 支給決定通知書 の写し(コピー)など』

※ 令和6年度に給付された調整給付金(当初給付分)の額がわかる資料を提出してください。

上記調整給付金(当初給付分)の受給要件に該当せず、調整給付金(当初給付分)を受給していないため、上記資料をお持ちでない方は、次の誓約事項(口)に✓をつけてください。

⇒ ☐ 「私は、調整給付金(当初給付分)の支給対象者ではありません。」

(受給に関して不明な場合は、令和6年1月1日時点で住民登録があった自治体【市区長村】に確認してください。)

また、次の資料がある場合は提出してください。

『令和6年度分個人住民税の納税通知書(コピー)または 特別徴収税額通知書 などの写し(コピー)』

『令和6年分所得税の源泉徴収票の写し(コピー) または 確定申告書の写し(コピー)』

※ 給付額算出に必要な令和6年分所得税額等や、令和6年分所得税分控除不足額等がわかる上記書類の写し(コピー)を提出してください。

『事業主の令和6年分所得税確定申告書の写し(コピー)または 青色申告決算書・収支内訳書(白色)の写し(コピー)等』

※ 青色事業専従者または事業専従者の方 のみ、提出してください。

『(1)本人(代理人)確認書類の鮮明な写し(コピー)』

※ 本人(代理人)の運転免許証、マイナンバーカード(表面のみ)、パスポート、健康保険証、介護保険証、年金手帳(証書)等の写し(コピー)を提出してください。【いずれか一つ】

『(2)振込先口座を確認できる書類の鮮明な写し(コピー)』

※ 通帳やキャッシュカードの写し(コピー)など、振込先口座の、①金融機関名、②種別、③口座番号、④口座名義人(カナ)の全てを確認できる部分の写し(コピー)を提出してください。

(1)本人(代理人)確認書類と(2)口座確認書類の写しは、できるだけ1枚にまとめてコピーしてください。

※【誓約・同意事項】のチェック漏れや、提出書類の不備はありませんか。
(チェック漏れや提出書類の不備がある場合、給付を受けられません。)

※申請期限までに提出がない場合及び返送された申請書に不備があり本市が定めた期限までに必要な修正が行われない場合、
本市は本給付金の支給を辞退したとみなします。

※申請書類に不備が一つでもあると、支給ができません。

※申請を行うことなく亡くなられた場合は、給付されません。

申請内容に相違ありません。

令和 年 月 日 申請者(本人)氏名